

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 22 号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この規則は、京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第51号）第2条の規定の施行の日から施行する。

（総合企画局情報化推進室）